

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境施策部環境施策課 (06-6630-3218)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	引取業・フロン類回収業の登録の取消し
概要	「引取業」又は「フロン類回収業」の登録を受けた者が、下記の処分基準に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部もしくは一部の停止の処分を受けます。
根拠法令等 及び条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律第51条又は第58条 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第47条、第47条の2、第51条、第51条の2 大阪市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成14年3月31日規則第72号）
処分基準	<p>（引取業・フロン類回収業共通）</p> <p>○不正の手段により法第42条第1項又は法第53条第1項の登録（各同条第2項の登録の更新を含む。）を受けたとき。</p> <p>○次のいずれかに該当することとなったとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 2. この法律、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 3. 法人であるものが法第51条第1項又は法第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者又はフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの 4. 成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が法第45条第1項第1号から第5号又は法第56条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当するもの 5. 法人でその役員のうちに法第45条第1項第1号から第5号又は法第56条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの <p>（主務省令で定める者）</p> <p>使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則 第47条の2 法第45条第1項第1号の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により引取業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>第51条の2 法第56条第1項第1号の主務省令で定める者は、精神の機能の障害によりフロン類回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>○この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき</p> <p>（引取業）</p> <p>○使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制が次の基準に適合しなくなったとき</p> <p>申請に係る事業所ごとに使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有すること又は使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有すること。</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000018100.html
備考	